

事 務 連 絡

令和3年1月12日

加盟団体各位

公益財団法人広島県体育協会

1月7日に行われた緊急事態宣言に係る周知事項について

平素より本協会事業推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、公益財団法人日本スポーツ協会からスポーツ庁政策課からの標記に係る事務連絡の周知依頼がありましたので情報提供します。

関係者への周知をよろしく申し上げます。

(重要) 本事務連絡は、1月7日(木)に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策本部長である内閣総理大臣より行われた「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」に係る事項について周知するものです。関係者に周知願います。

独立行政法人日本スポーツ振興センター
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本オリンピック委員会 御中
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
各スポーツ関係団体

スポーツ庁政策課

1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき
行われた「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」について

昨日、第51回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)第32条第1項の規定に基づき、緊急事態宣言が発出されたところです。緊急事態措置を実施すべき期間は、令和3年1月8日から令和3年2月7日までの31日間、実施すべき区域は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県となっています。

また、緊急事態宣言を行ったことを踏まえ、同本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正が行われました。その中では、以下の通りスポーツ活動に関わりの深い内容も示されているところです。

(※) 特定都道府県：緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県

(3) まん延防止

1) 外出の自粛(後述する「4) 職場への出勤等」を除く)

特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、20時以降の不要不急の外出自粛について、住民に徹底する。

(略) 屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とする。

また、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、

5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、10月23日の分科会で示された、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を活用して住民に周知を行うものとする。(P.14)

2) 催物(イベント等)の開催制限

特定都道府県は、当該地域で開催される催物(イベント等)について、主催者等に対して、法第45条第2項等に基づき、別途通知する目安を踏まえた規模要件等(人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等)を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとする。併せて、開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底するよう、主催者等に求めるものとする。

また、スマートフォンを活用した接触確認アプリ(COCoA)について、検査の受診等保健所のサポートを早く受けられることやプライバシーに最大限配慮した仕組みであることを周知し、民間企業・団体等の幅広い協力を得て引き続き普及を促進する。(P.14-15)

3) 施設の使用制限等(前述の「2) 催物(イベント等)の開催制限」、後述する「5) 学校等の取扱い」を除く)

- ① 特定都道府県は、法第24条第9項及び第45条第2項等に基づき、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、飲食店に対する営業時間の短縮(20時までとする。ただし、酒類の提供は11時から19時までとする。)の要請を行うものとする。要請にあたっては、関係機関とも連携し、営業時間短縮を徹底するための対策強化を行う。

法第45条第2項に基づく要請に対し、正当な理由がないにもかかわらず応じない場合には、法第45条第3項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。政府は、新型コロナウイルス感染症の特性および感染の状況を踏まえ、施設の使用制限等の要請、指示の対象となる施設等の所要の規定の整備を行うものとする。

また、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することや、施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、飲食店以外の他の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号)第11条に規定する施設(学校、保育所をはじめ別途通知する施設を除く。)についても、同様の働きかけを行うものとする。

また、特定都道府県は、感染の拡大につながるおそれのある一定の施設について、別途通知する目安を踏まえた規模要件等(人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等)を設定し、その要件に沿った施設の使用の働きかけを行うものとする。(P.15)

- ③ 事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種別ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める。その際、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言等を行う。(P.15-16)

5) 学校等の取扱い

① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態宣言区域においては、部活動における感染リスクの高い活動の制限）を要請する。（略）

(P. 17)

6) 緊急事態宣言が発出されていない場合の都道府県における取組等

① 都道府県は、持続的な対策が必要であることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていくため、「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図るとともに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要に応じて、後述③等のおり、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等の要請等を機動的に行うものとする。

(外出の自粛等)

・ 「三つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を防止する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、10月23日の分科会で示された「感染リスクが高まる「5つの場面」」等について住民や事業者に周知を行うこと。（P. 17—18）

・ 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控える等注意を促すこと。

感染が拡大している地域において、こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を促すこと。特に発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう促すこと。（P. 18）

・ 業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促すこと。（P. 18）

・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。（P. 18）

(催物（イベント等）の開催)

- ・ 催物等の開催については、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要な規模要件（人数上限や収容率）の目安を示すこと。その際、事業者及び関係団体において、エビデンスに基づきガイドラインが進化、改訂された場合は、それに基づき適切に要件を見直すこと。

また、催物等の態様（屋内であるか、屋外であるか、また、全国的なものであるか、地域的なものであるかなど）や種別（コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等）に応じて、開催の要件や主催者において講じるべき感染防止策を検討し、主催者に周知すること。

催物等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、接触確認アプリ（COCOA）等の活用等について、主催者に周知すること。（P.18—19）

- ・ 感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、人数制限の強化、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行うこと。（P.19）

（施設の使用制限等）

- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること（P.19）。
- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行うこと。（P.19）

なお、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において催物（イベント等）の開催制限及び施設の使用制限等について、「別途通知する」としている規模要件等の目安については、同日付で各都道府県知事等宛に発出された「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年1月7日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡。以下「令和3年1月内閣官房事務連絡」という。）において示されております。

その中では、以下の通りスポーツ活動に関わりの深い内容も示されているところです。

1. 催物の開催制限

（1）特定都道府県

①催物の開催制限の目安

（略）2月7日までの間における催物開催の目安を以下のとおりとする。

- ・ 屋内、屋外ともに 5,000人以下。
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の50%以内の参加人数にする

こと。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）

なお、催物開催に当たっては、別紙1に留意するよう促すとともに、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。

②人数上限及び収容率要件の解釈

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和2年9月11日付け事務連絡1.（3）のとおり取り扱うこと。

③その他留意事項

上記の①及び②については、以下のとおり取り扱うこと。

● 新しい目安は、緊急事態宣言発出の後、最大4日間の周知期間を経て、その翌日（遅くとも1月12日）から適用すること。

● 具体的には、チケット販売開始時期等に応じ、次のとおりとすること。

ア 1月7日時点でチケット販売開始後の催物（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）

1月7日時点で販売済のチケット及び周知期間中に販売されるチケットは上記①及び②は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後（新しい目安が適用された日）から、新たな目安を超過するチケットの新規販売を停止すること。

イ 1月7日時点でチケット販売開始前の催物

・ 上記周知期間内に販売開始されるもの

周知期間内に販売されるチケットは、上記①及び②は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後（新しい目安が適用された日）から、新たな目安を超過するチケットの新規販売を停止すること。

・ 上記周知期間後に販売開始されるもの

上記①及び②によること。

(2) その他の都道府県

11月12日付け事務連絡のとおり取り扱うこと。

なお、特にステージⅢ相当の対策が必要な地域においては、それぞれの地域の感染状況等に応じて、国として示した目安より厳しい基準を設定しうること
に留意し、各地域の感染状況等に応じて、12月23日付け事務連絡のとおり取り扱うこと。

2. 施設の使用制限等

(1) 特定都道府県

① 特措法に基づく要請を行う施設

(略)

(ア) 飲食店（第14号）

(略)

(イ) 遊興施設（第11号）のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店

(略)

②①と同様の働きかけを行う施設

(略) 特定都道府県においては、以下に掲げるものについては、20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を働きかけるとともに、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底を促すこと。

(略)

● 運動施設、遊技場(第9号)

(略)

また、(略) 運動施設(略)については、人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすることの働きかけをあわせて行うこと。

③上記の②の働きかけについては、緊急事態宣言発出の後、最大4日間の周知期間を経て、その翌日(遅くとも1月12日)から適用すること。

(2) その他の都道府県

各都道府県は、5月25日付け事務連絡4.(1)、7月8日付け事務連絡3.、7月17日付け事務連絡等に基づき、感染防止策の徹底等、施設管理者への必要な協力要請を実施すること。

また、令和3年内閣官房1月事務連絡には別紙として「別紙1 イベント開催時の必要な感染防止策」「別紙2 施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要(第51回政府対策本部決定)」が付されており、本事務連絡にも別添参考資料として添付しております。

加えて、別添参考資料の通り、新型コロナウイルス感染症対策分科会の専門家から、緊急事態宣言下における学生・生徒が行う部活動についての考え方が示されております。

各団体におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、各都道府県からの要請等の内容に十分に御留意いただき、引き続き、各事業者・業界において定められた業種別ガイドライン等に基づきながら、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期すようお願いいたします。また、本件について、下記参考情報とあわせ、加盟・登録団体に対しても周知いただくようお願いいたします。

なお、緊急事態宣言下における部活動等に係る対応については、別添の通り、本日付けで「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(通知)」(2文科初第1462号。令和3年1月8日付文部科学省初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長)及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(周知)」(2文科高第934号。令和3年1月8日付文部科学省高等教育局長)が発出され、各教育委員会や大学等に別途通知されておりますので、あわせて御留意ください。

記

(参考資料)

- ・「別紙1 イベント開催時の必要な感染防止策」「別紙2 施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要(第51回政府対策本部決定)」
(「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和3年1月7日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡添付資料))
- ・「緊急事態宣言下における学生・生徒が行う部活動について」
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(通知)」(2文科初第1462号。令和3年1月8日付文部科学省初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長)
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(周知)」(2文科高第934号。令和3年1月8日付文部科学省高等教育局長)
- ・令和3年1月7日 新型コロナウイルス感染症対策本部(第51回)【新規】
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r030107.pdf
- ・令和3年1月7日菅内閣総理大臣記者会見【新規】
https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2021/0107kaiken.html
- ・令和3年1月7日新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言【新規】
https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210107.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年1月7日改正)【新規】
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210107.pdf
- ・緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について
(令和3年1月7日付け 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡)【新規】
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210107_3.pdf

- ・分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて（令和2年12月23日付け 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201223.pdf
- ・来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について（令和2年11月12日付け 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf?20201113
- ・11月末までの催物の開催制限等について（令和2年9月11日付け 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf
- ・感染が拡大している都道府県における対応について（令和2年7月17日付け 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/todofuken_taiou_0717.pdf
- ・7月10日以降における都道府県の対応について（令和2年7月8日付け 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_0708.pdf
- ・移行期間における都道府県の対応について（令和2年5月25日付け 各都道府県知事宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf
- ・「人との接触を8割減らす、10のポイント」
https://corona.go.jp/prevention/pdf/sesshokuwoherasu_point.pdf
- ・「新しい生活様式」の実践例
https://corona.go.jp/prevention/pdf/atarashii_seikatsu.pdf
- ・「感染リスクが高まる「5つの場面」」
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/infection-20201117.pdf>

[その他]

- ・ 文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
（内閣官房ホームページ）
<https://corona.go.jp/>
- ・ 新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_0008.html
- ・ スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

連絡先

スポーツ庁政策課

電話：03-5253-4111（内線 3791、2673） メール：sseisaku@mext.go.jp

イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙1】

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

- ① マスク常時着用の担保
- ・ マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求めらる。
 - * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。

- ② 大声を出さないことの担保
- ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
 - * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）
 - * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

- ③ ①～②の奨励
- ・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
 - * マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと
 - * 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
- ④ 手洗
- ・ こまめな手洗の奨励
- ⑤ 消毒
- ・ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
- ⑥ 換気
- ・ 法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
- ⑦ 密集の回避
- ・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
 - * 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
- ⑧ 身体的距離の確保
- ・ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
 - ・ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
 - ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨ 飲食の制限

- ・ 食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
- ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
- ・ 過度な飲酒の自粛
- ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例：観客席等)は原則自粛。
(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)

⑩ 参加者の制限

- ・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
- * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。

⑪ 参加者の把握

- ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
- ・ 接触確認アプリ(COCoA)や各地域の通知サービスへの奨励
- * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入

⑫ 演者の行動管理

- ・ 有症状者は出演・練習を控える
- ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- ・ 台唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処

⑬ 催物前後の行動管理

- ・ イベント前後の感染防止の注意喚起
- * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進

⑭ ガイドライン遵守の旨の公表

- ・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮ 入退場やエリア内の行動管理

- ・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討
- * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。

⑯ 地域の感染状況に応じた対応

- ・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談
- ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう)を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要(第51回政府対策本部決定)

(基本的な考え方)

- 緊急事態措置を実施すべき区域においては、感染リスクの高い場面に効果的な対策を徹底する。
- 飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する(具体的には、飲食店等に対する営業時間短縮要請、夜間の外出自粛、テレワークの推進等の取組を強力に推進する。)

<施設利用関係>

施設の種類	施設	今回の緊急事態宣言での措置
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テークアウトサービスは除く。)	-20時までの営業時間短縮、1時から19時までの酒類提供を要請
遊興施設	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

<イベント関係>

人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化(あわせて、20時までの営業時間短縮の働きかけ)

(その他留意事項)

- 新年の挨拶回り、新年会・賀詞交歓会、及びこれに類するものは、飲食につながるため、自粛する。
- 成人式はオンライン・延期を呼びかける。
- イベント開催要件の厳格化及び飲食店以外の施設への働きかけは、遅くとも1月12日には実施する。

緊急事態措置以外の対応

<施設利用関係>

施設	緊急事態措置以外の対応
運動施設、遊技場	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	<ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 ・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とする
博物館、美術館又は図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・働きかけ
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。)	
物品販売業を営む店舗(1000平米超)(生活必需物資を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供の働きかけ
サービス業を営む店舗(1000平米超)(生活必需サービスを除く。)	

緊急事態宣言下における学生・生徒が行う部活動について

緊急事態宣言下においては、大学および高等学校・中学校等における部活動・サークル等の扱いについては、感染拡大防止の観点から慎重な取り扱いが求められる。仮に、活動を行う場合には、いわゆる「三つの密」「感染リスクが高まる『5つの場面』」および大きな発声を避けるとともに、部活動に付随する、屋内での着替えや車での移動といった場面での感染対策に十分に留意することを前提とすべきである。

その上で、感染リスクが高い活動の目安として以下の考えで整理し、地域の感染状況等に応じて、これら感染リスクの高い活動については一時的に活動を制限することも含め検討するなど、感染症への警戒を強化すべきである。

1. 学生・生徒同士が組み合うことが主体となる活動
2. 身体接触を伴う活動
3. 大きな発声や激しい呼気を伴う活動

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われたことを踏まえ、各学校等及び設置者において、本通知の留意事項等を踏まえて、感染症対策の総点検を行い、感染対策を一層徹底いただくようお願いいたします。

2 文科初第 1462 号
令和 3 年 1 月 8 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長

瀧 本 寛

スポーツ庁次長

藤 江 陽 子

文化庁次長

矢 野 和 彦

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた
小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への
対応に関する留意事項について（通知）

このたび、内閣総理大臣より、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 の 4 都県を
対象区域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31
号）に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」とい
う。）」が行われ、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方
針（以下「対処方針」という。）」（別紙 1）が改訂されたことを踏まえ、各学校
等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校高等課程をい
う。以下同じ。）、設置者及び高等学校入学者選抜等の実施者（小学校や中学校、

特別支援学校等の入学者選抜を含む。)に御留意いただきたい事項を整理しましたので、お知らせします。

この趣旨に十分御留意の上、各学校等及びその設置者におかれましては、「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(令和3年1月5日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知)も踏まえ、各学校等における感染症対策についての総点検を行い、感染対策を一層徹底いただくようお願いします。

各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校(専修学校高等課程を含む。以下同じ。)及び城内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対し、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校高等課程に対し、周知いただくようお願いします。

記

現在の感染状況を踏まえれば、社会のあらゆる分野で新規の感染者を一人でも減らすことが不可欠であり、学校も例外ではありません。このため、各学校等において、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(以下「衛生管理マニュアル」という。)を踏まえて、地域の感染レベルに応じた感染症対策が適切にとられているか、改めて確認の上、徹底することが求められます。また、特に緊急事態宣言の対象区域に属する地域においては、警戒度をこれまでより一段階高めて、感染症対策のさらなる徹底を図ることが必要です。これらの際に留意いただきたい事項は下記のとおりです。

各学校等においては、感染症対策がとられていることについて、(別紙2)のチェックリストも活用いただき、改めて確認するとともに、学校の設置者においても各学校等における感染症対策の状況を把握・確認し、必要な措置や支援を行っていただくようお願いします。

1. 学校教育活動の継続等

地域一斉の臨時休業については、学校における新型コロナウイルスのこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響

の観点からも、避けるべきであること。ただし、緊急事態宣言の対象区域に属する地域に所在する高等学校及び特別支援学校においては、設置者の判断により、生徒等の通学の実態等も踏まえ、感染状況に応じて、例えば時差登校や分散登校の導入などの検討も行い、警戒度をより高めること。

2. 感染症対策

(1) 健康観察の徹底

児童生徒等も教職員も、毎日の登校・出勤前の健康観察を、改めて徹底すること。感染者の増加している地域では、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校・出勤をさせないこと。さらに、登校後においても児童生徒等の体調の観察に努め、体調の不調に教職員が気づいた場合には、すみやかに養護教諭等と連携し、迅速な対応を取ること。

また、教職員については、教職員は多数の児童生徒等に接する業務であることに鑑み、各学校において、教職員が発熱等の風邪症状がある時には休みを取り、積極的に受診しやすい環境を整えること。

(参考)「小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて 今後求められる対策等について(通知)」(令和2年8月6日付け初等中等教育局長通知) 抜粋

また、特に教職員に関しては、休みをとりやすい職場環境も重要です。具体的には、急遽出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報共有を日頃から行うことや、教職員が出勤できなくなった場合の指導体制等の校務分掌について検討を進めることなどの工夫も有効です。さらに、教職員本人が濃厚接触者となったり、同居家族に風邪症状があるなどにより出勤できない場合に、業務をテレワークで行えるよう、必要な規程等を定めることが考えられるとともに、ICTを活用したテレワークの実施については、「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について(通知)」

(2文科初第154号令和2年4月21日付け文部科学省初等中等教育局長通知)の3

(2)を参照してください(別紙参照)。なお、文部科学省において、事例集も作成しています。

(2) 感染リスクの高い活動の回避

ア. 感染リスクの高い教育活動

教科等活動に関しては、「衛生管理マニュアル」における、地域の感染レベルごとの行動基準を踏まえて行うこととし、特に緊急事態宣言の対象区域に属する地域においては、以下に例を挙げるような、「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」は、一時的に停止すること。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」(★)
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱(注)及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」(★)
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」(★)
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」(★)や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★)

なお、「★」を付した活動は特にリスクが高いことから、緊急事態宣言の対象区域に属する地域以外でも、感染者が散発的な発生にとどまり医療提供体制に特段の支障がないような状況でない限り、その実施について慎重に検討するとともに、上に例を挙げる活動以外であっても、児童生徒等同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触、マスクを外して行う運動など、感染リスクの高い活動については、地域の感染状況等に応じて、適宜見直すこと。

(注) 合唱に関しては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)」(令和2年12月10日文科科学省初等中等教育局長・文化庁次長連名通知)も参照のこと。

イ. 体育

体育の授業の実施に当たっては、以下の点に留意すること。なお、緊急事態宣言の対象区域に属する地域における留意事項として示した項目であっても、対象区域外の地域でも、地域の感染状況に応じて、これを参考としつつ、適切に取り組むこと。

- ・可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けることを徹底すること。
- ・緊急事態宣言の対象地域に属する地域では、運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要はないが、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用することが考えられる。
- ・緊急事態宣言の対象区域に属する地域における体育の授業内容について、

集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空けて行うこと。

ウ. 給食、弁当、教職員の食事等の飲食の場面

給食等の食事をする際には、食事の前後の手洗いを徹底すること。会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応をとること。

同様に、高等学校等で弁当を持参する場合や、部室等で食事をする場合、教職員の食事の場面においても注意すること。生徒等同士での昼食や、教職員が同室で昼食をとる場面でも、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫すること。食事後の歓談時には必ずマスクを着用すること。

(3) 部活動における感染症対策の強化

緊急事態宣言の対象区域に属する地域においては、その感染状況を踏まえ、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限するなど感染症への警戒度を高めること。また、部活動終了後に、生徒同士で食事をする^{こと}を控えるよう特に指導を徹底すること。なお、新型コロナウイルス感染症対策分科会の専門家から、緊急事態宣言下における学生・生徒が行う部活動についての考え方が取りまとめられており、その要点は（別紙3）のとおりであるため、これについても参照すること。

(4) 学校外の行動における留意事項

緊急事態宣言の対象区域に属する地域の学校においては、対処方針も踏まえ、児童生徒等に対して、特に20時以降の不要不急の外出は控えることなどについても指導すること。同様に、教職員に対しても周知徹底すること。

(5) 幼稚園における感染症対策

幼稚園においては、必要に応じて（2）等に述べた感染症対策を参照するとともに、幼児特有の事情を考慮し、「衛生管理マニュアル」第5章「幼稚園において特に留意すべき事項について」に掲げる事項にも留意しながら、各園における感染症対策について改めて確認・徹底すること。

3. 心のケア等

「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支

援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）」（令和2年5月27日付け初等中等教育局児童生徒課長通知）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等に関し、相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」や各自治体において開設している相談窓口等）を適宜周知するとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、児童生徒の心のケア等に配慮すること。

併せて、学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える教職員の精神面の負担にも鑑み、学校の管理職や設置者等は「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う教職員のメンタルヘルス対策等について（通知）」（令和2年6月26日付け初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長・健康教育・食育課長通知）等も踏まえ、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮すること。

4. 高等学校入学者選抜等

(1) 高等学校入学者選抜等の実施

今後予定されている令和3年度高等学校入学者選抜等については、緊急事態宣言の対象区域に属する地域の内外に関わらず、万全を期した上で、予定どおり実施していただきたいこと。

その際には、「令和3年度高等学校入学者選抜等の実施に当たっての留意事項について」（令和2年6月22日付け初等中等教育局児童生徒課・特別支援教育課・参事官（高等学校担当）・総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡）や「令和3年度高等学校入学者選抜等における無症状の濃厚接触者の取扱いについて」（令和2年10月30日付け初等中等教育局児童生徒課・特別支援教育課・参事官（高等学校担当）・総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡）を踏まえ、各実施者において、引き続き、感染症対策や追検査等による受検機会の確保に努めていただきたいこと。

(2) 感染症対策の徹底と更なる検討

例えば、試験会場で発熱・咳等の症状のある入学志願者がいた場合にどのような対応をするか、試験会場で起こり得る事態を想定してあらかじめ対応を定めておき、試験の現場において混乱が生じないように留意することなど、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、更なる感染症対策も検討していただきたいこと。

その際には、「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（令和2年6月19日大学入学者選抜方法の改善に関する協議決定、同年10月29日一部改定）や「令和3年度大学入

学者選抜に係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症予防対策等について」(令和2年11月6日付け独立行政法人大学入試センター理事長通知)なども参考としていただきたいこと。

また、入学志願者や試験監督者等の試験業務に携わる者の体調管理について、入学志願者の在籍する中学校等や入学者選抜の実施者において、より徹底すること。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111 (代表)

○下記以外のこと

初等中等教育局 健康教育・食育課 (内2918)

○運動部活動に関すること

スポーツ庁 政策課 学校体育室 (内3777)

○文化部活動に関すること

文化庁 参事官 (芸術文化担当) 学校芸術教育室 (内2832)

○心のケア等に関すること

初等中等教育局 児童生徒課 (内3289)

○高等学校入学者選抜等に関すること

・下記以外

初等中等教育局 児童生徒課 (内3291)

・中等教育学校

初等中等教育局 参事官 (高等学校担当) (内2349)

・特別支援学校

初等中等教育局 特別支援教育課 (内3193)

・専修学校高等課程

総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室 (内2915)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、各大学等におかれては、新型コロナウイルス感染症への対策に万全を期しつつ、感染防止の徹底と学修機会の確保の両立に向けての対応をお願いいたします。

2 文科高第 9 3 4 号
令和 3 年 1 月 8 日

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長 殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳

(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた
大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について (周知)

各大学及び高等専門学校 (以下「大学等」という。) におかれては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止と、学生の学修機会の確保の両立に向けた取組を進めていただいております。文部科学省においても、この両立を図るために必要な留意事項等について、累次にわたり周知を行ってきたところです。

このたび、内閣総理大臣より、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 の 4 都県を対象区域として、令和 3 年 1 月 8 日から 2 月 7 日までの期間において、新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号) に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言 (以下「緊急事態宣言」という。) 」が行われ、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (以下「対処方針」という。) 」 (別添 1) が改訂されたことを踏まえ、文部科学省において、緊急事態宣言の下において各大学等に御留意いただきたい事項等を整理しましたので、お知らせします。

各大学等におかれましては、この趣旨に十分御留意の上、令和 3 年 1 月 5 日付高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について」 (以下「1 月通知」という。) も踏まえ、感染対策を一層徹底いただくとともに、引

引き続き、学生の学修機会の確保に御配慮をいただくようお願いします。

国立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いします。

記

1. 学内における感染対策の徹底と学生の学修機会の確保等について

今般の緊急事態宣言の発出に当たって改訂された対処方針においては、学校の取扱いについて「文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止対策の徹底を要請する」こととされているところです。

大学等における学内の感染対策については、令和2年6月5日付高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて」（以下「6月通知」という。）及び令和2年9月15日付高等教育局長通知「大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について」（以下「9月通知」という。）等を通じて、基本的な考え方や対策の具体例をお示ししてきたところですが、改めて、これらの通知も参照いただきながら、下記の留意事項も踏まえ、必要な感染対策を徹底いただくようお願いします。

- ・ 緊急事態宣言の対象区域に所在する大学等においても、感染対策をより慎重に講じた上で、面接授業の実施が適切と判断されるものについては、引き続き、その実施を検討する一方で、所在する自治体の要請等を踏まえながら、面接授業と遠隔授業を効果的に活用する等、学生の学修機会の確保と感染防止の徹底の両立を図ること。
- ・ 感染対策の実施に当たっては、学内施設を一律に閉鎖することや、学生等の学内への入構を直ちに禁止すること等の措置を講じるのではなく、学生の修学の継続にも十分に配慮し、地域の感染状況や自治体の要請内容を踏まえた対応を柔軟に検討すること。
- ・ その他、感染対策を講じた上での授業の実施や学内施設の利用の確保、遠隔授業における学生の通信環境への配慮等に当たっては、6月通知、9月通知及び令和2年12月23日付高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について」（以下「12月通知」という。）等を参照し、適切な学校運営に努めること。
- ・ なお、仮に、緊急事態宣言の対象区域において、所在する自治体の長から新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条に基づく施設の使用制限の要請等が示された場合においても、全ての業務を一律に休業とするのではなく、遠隔授業の活用を検討する等、

学生の学修の継続に配慮すること。

その際、単位認定や卒業及び課程の修了の認定又は学位の授与等に関しては、弾力的に対処すること等により、学生の進学・就職等に不利益が生じることのないよう配慮いただきたいこと。

- ・ また、緊急事態宣言の対象区域における、最低限の研究活動維持の在り方等については、「感染拡大の防止と研究活動の両立に向けたガイドライン（令和2年10月6日改訂文部科学省）」を参照していただきたいこと。

2. 課外・学外活動における感染対策や注意喚起の徹底について

大学等における感染拡大の防止については、課外・学外での活動における感染対策と注意喚起の徹底が極めて重要です。この観点から、これまでにも累次にわたって留意事項をお示ししてきたところですが、対処方針において「部活動、課外活動、学生寮における感染防止対策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底を要請する」と示されているほか、新型コロナウイルス感染症対策分科会提言「緊急事態宣言についての提言（以下「分科会提言」という。）」（令和3年1月5日）においても、感染リスクが高い場면을回避するための環境づくりのための方策として「大学や職場等における飲み会の自粛」、「大学等におけるクラブ活動での感染防止策の徹底」等が挙げられています。

このことも踏まえ、学生や教職員の課外・学外での活動における感染対策や注意喚起等について、下記の留意事項を御参照の上、改めて徹底した対応をお願いします。

なお、大学等において感染者が生じた場合にあっては、引き続き、その旨を文部科学省に御報告いただきますようお願いいたします。

（1）クラブ活動等の課外活動における感染対策について

大学等については、課外活動等における感染事案が多く発生していることから、これまでも、1月通知等の周知を通じて、部活動における感染対策の徹底等を要請してきたところです。各大学等におかれては、改めて、これらの通知等及び各競技団体や各文化芸術団体等の関係機関が作成しているガイドライン等の遵守を徹底し、万全の感染対策を講じていただくようお願いいたします。

また、緊急事態宣言の対象区域に所在する大学等におかれては、このたび、新型コロナウイルス感染症対策分科会の専門家から、緊急事態宣言下における学生・生徒が行う部活動についての考え方が取りまとめられており、その要点は（別添2）のとおりですので、併せてご参照の上、十分この趣旨に御留意いただき、その感染状況を踏まえ、合宿や、他校との練習試合等を、一時的に制限するなど、感染症への警戒度をより高めるようお願いいたします。また、部活動終了後における学生同士での食事等を控える等感染症対策の徹底をお願いします。

加えて、大学等については、学生寮における複数の感染事案も生じていることから、寮生活における感染対策について、9月通知等においてお知らせしている対策のポイントも参照の上、改めて対応を徹底いただくようお願いいたします。

(2) 学外における活動への注意喚起の徹底等について

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点からは、学生や教職員一人一人において、適切な行動をとるよう心掛けることが必要であり、各大学等においては、在籍する学生等に対して、夜間も含め、「3つの密」（換気の悪い密閉空間，多数が集まる密集場所，近距離での会話や発話が生じる密接場面）を避けることを徹底し、感染拡大のリスクを高める行動により感染を拡大させることのないよう、正確な情報提供と適切な注意喚起を行うことが求められます。

12月通知等においても繰り返しお願いしているところですが、感染リスクが高まる「5つの場面」（飲酒を伴う懇親会等，大人数や長時間におよぶ飲食，マスクなしでの会話，狭い空間での共同生活，居場所の切り替わり）の周知徹底や、手洗い・マスクの着用，換気の徹底等の基本的な感染予防対策等に関する啓発，情報提供の強化をお願いします。このほか、年末年始における感染症対策としては、令和2年12月14日付高等教育企画課事務連絡「大学等における年末年始の忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について」においてお知らせしている事項等も踏まえ、改めて必要な対応を講じていただくようお願いいたします。

また、分科会提言及び対処方針も踏まえ、緊急事態宣言の対象となっている区域に所在する大学等においては、特に20時以後の不要不急の外出は控えることなどについても周知するとともに、懇親会やいわゆる飲み会については、自粛を含めて対応を検討するよう、学生等に対する注意喚起を改めて行ってください。

なお、学生等への注意喚起や情報提供に当たっては、外国人留学生への多言語による発信等の工夫も含め、学生等の一人一人に確実に連絡が行きわたる手段（メール送信や郵送等）を確保して実施されるよう、重ねてお願いします。

3. 学生等への経済的支援をはじめとする学びの継続の取組について

4都県を対象とした緊急事態宣言の発令に伴い、各都県知事より事業者に対して営業時間の短縮等の要請等があり、学生等の中にはアルバイト収入が減少したり、世帯の家計が急変したりする者が出てくることも想定されます。

文部科学省としては、令和2年12月18日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する追加を含む経済的な支援及び学びの継続への取組に関する留意点について（依頼）」（以下「12月事務連絡」という。）においてお示ししている通り、「学生の“学びの支援”緊急パッケージ」を改訂し、学生等への経済的支援について、追加の支援策も盛り込んだ形でお知らせしたところです。具体的には、緊急特別無利子貸与型奨学金の再募集や、高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金における家計急変の場合の随時の支援、また新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金などの支援策についても案内しております。こうした支援策の情報についても、支援を必要としている学生等の一人一人に確実に行き渡るよう、重ねてお願いします。

併せて、経済的困窮や精神的な不安を抱えた学生等に対しては、個々の事情を聴き取りながら修学継続に向けた相談に応じるなど、適切かつきめ細かな対応をお願いします。ま

た、相談体制については、学内の組織体制の整備（相談窓口の設置や教職員への研修、電話やメール等での相談にも確実に対応できる体制の確保）、専門家との連携等を行うこと等を徹底いただき、困難や不安を抱える学生等の目線に立った対応をお願いします。この際、12月事務連絡等においてお示ししている取組事例も参考いただくようお願いします。

4. 令和3年度大学入学者選抜について

大学入学共通テストや各大学が実施する入学者選抜の実施については、大学入学共通テストや各大学における個別試験の実施について、令和3年1月8日付高等教育局長通知「令和3年度大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」においてお知らせしている内容に十分御留意の上、適切に対応いただくようお願いします。

【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111（代表）

- 全体について
文部科学省高等教育局 高等教育企画課（内2482）
E-mail: koutou@mext.go.jp
- 遠隔授業の特例措置について
文部科学省高等教育局 大学振興課（内3338）
E-mail: daigakuc@mext.go.jp
- 学生への注意喚起・経済的支援について
文部科学省高等教育局 学生・留学生課（内3050）
E-mail: gakushi@mext.go.jp
- 大学スポーツについて
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付（内3932）
E-mail: stiiki@mext.go.jp
- 文化に関する課外活動について
文化庁参事官（芸術文化担当）付 学校芸術教育室（内2832）
E-mail: artedu@mext.go.jp
- 大学入学者選抜について
文部科学省高等教育局 大学振興課大学入試室（内4902）
E-mail: gaknyusi@mext.go.jp
- 国立大学について
文部科学省高等教育局 国立大学法人支援課（内3497）
E-mail: hojinka@mext.go.jp
- 公立大学について
文部科学省高等教育局 大学振興課（内3370）
E-mail: daigakuc@mext.go.jp
- 私立大学について
文部科学省高等教育局 私学部 私学行政課（内2533）
E-mail: sigakugy@mext.go.jp
- 高等専門学校について
文部科学省高等教育局 専門教育課（内3347）
E-mail: senmon@mext.go.jp